

○山内座長 おはようございます。それでは、第7回議会制度研究会を始めたいと思います。

本日の研究会に、小松委員より欠席の届けが出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、1検討分類における「議会運営」についてを議題といたします。

前回に引き続き、検討分類における「議会運営」についてを議題とし、今回、5つの項目と多いので、また申しわけないんですが、1つの項目当たり20分を目安に進行させていただきたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

まず、会派構成から見た発言時間の見直しから協議を始めます。前は、1人当たりの時間の公平性から見直したいとか、1人会派を10分に縮小することは難しいが、10分を下限とし、大会派の時間をさらにふやす方向であればよいというお話、ご意見がございました。

各会派の意見を持ち寄っていただくことになっていましたので、まずは研究会に参加していない会派の意見を事務局より報告いただいて、それから始めたいと思います。

○星区議会事務局次長 虹の上川議員から意見が出ておりますので、内容を読み上げます。現行、1人会派に対して認められている発言時間については、多元的で民主的な議論を保障する立場から削られるべきではないものとする。複数議員を擁する会派について、その発言時間を比例配分の形で拡充することについては反対しない。縮小均衡による見直しには反対、こういう意見でございます。

○山内座長 それでは、前回の議論内容を踏まえ、各会派のほうのお話をさせていただきたいと思いますので、それぞれ会派で話し合ってきた内容をご披露のほどお願いしたいと思います。

それでは、自民新のほうからでいいですか。

○下山委員 私たち、まず会派構成から見た発言時間ということでございますけれども、前回、1人会派の方たちの持ち時間については減らさないほうがいいというご意見もありましたが、私たちの1つの提案として、今、決算特別委員会、予算特別委員会で1人の持ち時間が8分という実際の数字があるわけで、まず、私たちとしては、1人会派の方というか、1人当たり8分というのを1つの根拠とさせていただきました。ただ、数が多いからといって、それほど長時間というか、長い時間が必要とは思っておりませんので、例え

ば1人当たり8分ですけれども、数の多い会派であってもやはり15分くらいまでの間で2段階か、あるいは3段階くらいで、8分、10分、15分とかというのが1つの案として、私たちの会派としては出ております。

○高橋委員 「会派構成から見た発言時間の見直し」という表題ですから、予算、決算の意見という場合もあるし、もう1つは、この間のような議案の意見とかいうのも含まれるのかなと思うんですね。予算、決算の場合は全会派がやりますから、その時間の比例配分というのはよくわかります。ただ、僕は今回の議会を見ていて、議案の意見というのは、全領域にわたって出ている会派は意見を言わないという1つのルールがある。ただ、全委員会に所属していない場合はそこで意見が言える状況になっているというのは、さっき、多様な意見をという上川議員の話もありましたけれども、では、意見を言い放題というのは、これはどうなのかという感じもするんですね。

その趣旨に沿った意見をきちっと言われるのならわかるんですけれども、この間の議案の意見というのは非常に違和感を感じざるを得なかった、そういう感覚を持ちます。そういう意味では、あの議案の意見は10分も必要だったのかなということを考えると、もう少し縮小しても大丈夫なんじゃないかな、簡潔にやれるところもあるんじゃないかなという感じがしました。そういう意味では、会派の大きさによって5分、10分、15分とか、そういうことも考えられるかなとは思っております。

○羽田委員 そもそも会派意見とは何だったのかということをやっと考えておく必要があるのではないかと私は思っているんです。つまり、会派意見というのは、あくまでも会派を代表して述べる意見ですよ。ですから、何10人いようが、1人であろうが、3人であろうが、意見開陳だとか議案に対する意見も含めてだと思うんですけれども、その会派の意見をまとめて言うのが会派意見だと。ですから、時間は少なからうが、多からうが、基本的には変わらなくていいのではないかと私は思っているんです。

1人会派の分を削ろうとすることについては反対しますけれども、そもそもそういう考え方に立てば、会派意見が10分という世田谷区議会の考え方は極めて民主的な考え方なんですね。議員個々人の意見というのはある意味で保障されているわけです。これもまた、ほかの議会と比較すると年間2回ぐらいしか発言できない人もいますよね。社民党なんかは少数派が多いですから、そういう話をたまに聞きますけれども、しかし、世田谷区議会は1人10分という範囲ですが、それを認めているということも、これもまた非常に民主的なんですね。議員の活動、意見、役割というか、その辺を一定程度保障してきたというこ

とはもう少しちゃんと考えておく必要があるかなと。

ですから、前回お話ししましたけれども、そもそもという話ですよ。こういう1つ1つをさわり始めると、何かそこだけが見えてしまうんですけども、実は議会の全体というか、後半の議会基本条例だとかその辺とも関連するかと思うんですが、議員がそもそもどういう役割を果たしているのか、位置にあるのか、それから会派というのはどういう意味があるのか、それもしっかり考えていくことが必要ではないか。ですから、今回の提案についてはさわる必要はないのではないかと、そこが結論です。

○中里委員 私どもも基本的に羽田委員と同じで、10分を短くするというのは、これはもう論外だということと、予算、決算の場合でいえば、予算や決算に対する会派としてまとめた意見ということで、会派の人数が多いから意見がたくさんあるということではなくて、今のやり方というのは非常に合理的だと思っています。

○大庭委員 前回も述べたとおりですけども、先ほどの虹の上川さんの考え方とほとんど同じで、多くの人数がいるところが現状の10分よりもっとふやしてほしいということであれば、それはそれでまた考え方もあるのかなと思います。

○中村委員 さっき高橋委員が言ったことにも関連するんですけども、中身だと思うんですね。結局、ずれたものに対して、時間が10分あるから使ってもいいよということに対して、いいのというところの問題提起も多分あると思うんです。

だから、僕はこの間お話ししましたけれども、意見開陳自体も、予算の質問とかで出たものを繰り返すこういうふうには、だれに対して意見を言うのかなというところなんです。率直に言っちゃうと、区民に対してのアピール感というのはすごく強い文化になっているのかなと。意見って、基本はそこで表明をして、行政に変えろよということだと思うので、それがもし質問のところに出ているのであれば、さっきの議案の意見で、大分別の方向にずれるということもそうかもしれませんけれども、繰り返し言うとかというところ自体も本質的には違うのかなと僕は思うので、本当は中身を議論したほうがいいのか。意見開陳であったり、議案に対する意見をこういうふうにしゅべりなさいよというのができるかどうかは別として、本来そこなのかなという気がします。

先ほど自民新さんから提案のあった8分というところも、気持ちはすごく理解しますが、予算、決算で8分だから、こっちでも8分でという話になると、では、こっちで10分だから、予算、決算も1人10分にしろみたいな逆の展開も考えられるのかな、それはどっちがどっちかわからなくなってくるなという気もするので、そこは提案は、気持ちはわか

りますけれども、現状維持というのが恐らくすんなり落ちるところなのかなと感じています。

○あべ委員 何点か整理して意見を述べなくちゃならないと思うんですが、まず基本的な姿勢としては、羽田委員が言われたように、現状維持をするという方向性で意見としては出させていただきたいと思います。

ただ、確かに大会派の皆さんが不公平感があるということであれば、その是正に関しては、上川議員が言われたようなある程度の増加する時間に関しての上限を決めて、例えば10分であったりというものをプラスの時間として考えて、それぞれ会派の構成人数によって比例配分するとかという考え方も考えられなくはないのかなとは思っています。ただ、現状で議会運営上支障がないということであれば、私は現状維持ということも、今まで世田谷区議会としてやってきたルールとしてはいいのかなと思っています。

それと、自民党さんのほうから8分という根拠の提示がありましたけれども、これはあくまで予算委員会だったら予算委員会、決算委員会だったら決算委員会での持ち時間の頭割りの時間でありますから、これが会派意見として述べる場合の根拠ということにはならないんじゃないかなと私は思っております。

というのは、予算、決算委員会の中では8分掛ける頭割りの時間が配分されているわけですね。ですから、極めて会派の人数に合わせた発言時間を配分されているということでありまして、それぞれの会派の意見をまとめるという意味で会派意見の開陳というのがあるわけですから、その分に関して不公平感があるということではふやすことを求めるのは、気持ちは理解できるんですけれども、現状というのは、今まで何十年も議会の中で精査されてきたルールなのかなと思って、現状を支持したいと思います。

それと、1人会派の中で、先日の第2回定例会の最終日の意見陳述の中で内容を逸脱した発言ということに関しては、それを時間ということで制限するのは、私はちょっと論拠が違うと。内容に関しては、これは時間とは別問題でありまして、議会の中で発言する内容に関しては、意見を述べる場合に内容に適した発言をするというのは、ある意味、議会の議員の皆さんの良識の範囲内で今までやってきているわけです。ところが、良識から逸脱する方がいるということであれば、それに関して別途ルールを決めるということも逆に考えられるわけでありまして、そのことを封殺するために時間で制約をするというのは、ほかの1人会派のルールを守っている人間からすれば、極めて不公平な話だと感じてしまいます。その点は、逆にこちらからの要望でありますけれども、確かに逸脱するのは、本

人もわかりながらやっている部分、極めて確信犯的な部分がございますので、その部分に関しては、逆に議会のルールとしてお決めいただいて、逸脱することのないように極めて公正公平なルールの中で、会派意見なり、出席していない委員会での議案審査に関しての意見を述べられる機会に関しては、現行どおりのルールを踏襲していったほうが、世田谷区議会としては区民にも理解を得られる議会運営になるんじゃないかなと私は思っています。今の申し入れも含めまして意見とさせていただきます。

○山内座長 ありがとうございます。各会派のご意見をお伺いいたしました。自民新さんと公明さんは、段階をある程度設けてやっていくのもいいのではないかというご意見でした。それから、生ネ社さん、共産さん、み・行さん、減税さんも含めて現行どおり、上川議員の意見と同様というのが多かったんじゃないかなと思います。

その中で、公明の高橋委員のほうからお話がありましたように、内容が全然違って意見をおっしゃっているということ。それと同じことが、民主の中村委員のほうからもお話がありましたし、減税のあべ委員のほうからも同じようなお話がありました。全体としては、これはまとまらないということになるんですが、1つ規則的なものというのがここで持ち上がってきたような気がするので、もうあと5分ぐらい、そのことに関してご意見があったらここでいただき、それで結論というのをある程度導いていきたいなと思いますけれども、何かそのことに対してお話がありましたら。

○羽田委員 ルールの話というのは、これとはまた別の話だと思うんですよ。あべ委員の話は、私はそういう提起だと思っているんです。つまり、ルールの問題を議論するんだったら、また別に議論したほうが良いと思っているんです。というのは、議員の発言とか意見とか、もちろん我々はあれは議案に関係ないという判断をしますよね。だけれども、本人はそう思っていないかもしれないし、そう思っているかどうかはわかりませんよね。だから、その意見を封じ込めるみたいなことは非常に慎重にしないでほしいわけであって、そのルールのつくり方はかなり厳しいというか、難しいと思うんですよ。だから、それはそれでまた改めて別に議論していただくしかないなと思っているんです。

○中里委員 議員の発言の内容については最大限自由な発言を保障するということだと思いますし、発言に制限を加えたとしたら、今も規則か何かで懲罰の対象になるとか幾つかあると思うんですね。そうではない問題については、やはり最大限自由な発言を保障するのが言論機関としての議会のあるべき姿だと思いますし、言論に対しては言論で対抗するといいますか、何か規制をしていくとかそういうことではなく、自由な議論を活発に行っ

ていくということがあるべき姿じゃないかなと私は思います。それから、ルールについて議論するのであれば、羽田委員がおっしゃるように、こことは別な場、別として取り上げることだと思います。

○あべ委員 私は問題提起をさせていただきましたけれども、確かに議会での発言というのは言論の自由を保障されているわけですから、それに対してどういう決め方をしたらいいのかというのは、方法論としては大変難しいですよね。何%違うことを言ったらそれは懲罰になって、何%だったらどうなんだという話になっちゃうと大変難しい部分なのかなとは思っています。

ただ、現状で各議員の皆さんが逸脱した発言は問題かなという意識を持たれているのかなと思うんですね。それに対して、では、どういうふうにしたらいいのかということは、今、発言時間に関しての議論をしていますから、確かに羽田委員が言われたように、これは別の問題として扱っていただいて、また少し議論をさせていただいたほうがいいのかと思っております。その辺は、座長の仕切りで検討していただければと思います。

○山内座長 予定時間が大体来てしまいました。本日の議論を聞いていますと、これ以上協議を重ねても意見がまとまらないと思いますので、会派構成から見た発言時間の見直しについては、申しわけないけれども、継続ということにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、そのようにいたします。

時間的なことでなくルールというお話は別の機会にということでしたので、正副で協議して、また皆様方にお知らせしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、文書質問制度の導入についての協議に入ります。前回は質問制度を保障する意味から導入したい、世田谷区の場合は一般質問で質問する機会を保障されているから不要であるなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派での意見を持ち寄っていただくことになっておりました。

まず、研究会に参加していない会派からの意見を事務局より報告させます。

○星区議会事務局次長 虹の上川議員から意見が出ております。先ほどと同様に読み上げます。現状でも、議員から区側にデータや見解等、文書でその提示を求めれば柔軟に提供されてきたものと認識している。改めて制度化することで返答義務を行政に課すことはよいが、制度化が行政対応の硬直化、遅延等につながらないように留意されるべきということ

でございます。

○山内座長 それでは、各会派のご意見を聞きたいと思いますが、今度は逆さまからやっていきますか。では、あべ委員のほうから。

○あべ委員 この問題に関しては、ご提起されている方にとっては必要だと思うんですが、現状、上川議員が言われたように、理事者の方とか職員の方に情報提供を求めれば、ある程度の回答は出てくる状況になっていますので、改めてこの制度をつくる意味がどこにあるのかなと感じます。

それで、国会なんかの場合は、議員も多いですし、中央官庁の政府委員制度はなくなっただけ。いろいろ問題があって、文書質問制度というのは継続をされているんだと思いますけれども、我が世田谷区議会はそれとはちょっと様相が違うのかなと思いますので、議論自体は妨げませんが、現状維持で、今後のことを考えても現状のとおりで、議論に関しては継続ということでもいいんじゃないですか。

○山内座長 継続ということ、ちょっと難しいな。一応現状維持ということ。

○中村委員 この間、ここで結構議論、いろんな話が出ていたと思うんですね。欠席をされた、やむを得ない状況の方のための機能と、いつでもできますよみたいなところの切り分けの話もあったと思うんですけれども、前者は、世田谷の場合はケアがまだありますよということですので、あえて日常的に文書質問できるような環境をとということに関しては、我が会派としてはそこまでの必要性は感じていないので、現状でよろしいんじゃないでしょうかということ。

○大庭委員 虹の上川さんと同じ考え方になりますね。特に障害が急に発生して、なかなか一般質問ができない状態の方が発生というか出来たときには、こういう制度は必要なのかなということはまだ考慮がありますけれども、今のところ、どなたも一般質問というのは行使できる、年4回は一般質問ができるということで、その意味では、特にまたさらにこの文書質問制度というのを設けると、一体その理事者側の答弁がどこでいつ、何をどう答弁しているのかが追えなくなりますよね。本会議場で我々がちゃんと見ているわけですから、一般質問、代表質問については、理事者側の答弁の流れというか、それはわかるんですが、それ以外のところで理事者側がいろんな答弁をもしされれば、その辺は後を追えなくなっちゃうような感じがするので、もちろん委員会の発言等もあるんでしょうけれども、とりあえず一般質問、代表質問を中心にして、区政の軸が動いていくのをメインにすべきかなということ。さっき言った障害が発生した場合については、特別にそうい

う配慮としての文書質問というのにはあり得るかなと思いますけれども、現状ではそういう事態が出ていないので、出てきたら、またちょっと考慮、議論しなくちゃいけないかなと思っています。

○中里委員 毎回の議会で一般質問などの機会が保障されているんですが、10分という時間の制約もありますし、議員としての議会活動の量的というんですか、幅を広げていくということから考えても、私はなかなかおもしろい試みではないかなということ、文書質問の制度はやってみてもおもしろいんじゃないかなと考えています。これをやらないと権利が非常に制限されているということではないんだろうと思いますけれども、我々議員の活動のより活性化であるとかいろいろ進めていくということで、こういうやり方もあるのかなと考えています。

○羽田委員 今中里委員が言われた内容に近いんです。つまり、議会の役割だとか権能、それから議員の役割が、もちろん今の一般質問で10分が保障されたり、代表質問とかそういうことで保障されているという意味では保障されているわけです。ただ、このことを通じて、議員が議会の中でより活動の領域を広げていくということの意味があるのではないかな。だから、前回からずっと言っていますけれども、議会基本条例等の中で、議員がどういう役割を果たしていくのか、あるいはどういう活動を保障していくのか、そういう議論等もあわせて行っていく必要があるのではないかなと思っています。

○高久委員 前回、この文書質問制度の導入で、例えば東京都議会のやり方とか聞きましたが、あくまでも補完する立場ということでおっしゃっていたと思います。今、世田谷区においては1人10分ということで、少数会派であってもしっかり時間はとれておりますし、それが1年間で1回ぐらいしか質問できないということであれば、こういう文書質問制度というのは必要になってくるかと思うんですが、現状、質問することは保障されておりますので、そういった意味から、今、新たに文書質問制度を導入するということは、現状ではまだ早いんじゃないかなと思っています。そういった意味で、私どもにおいては、今回、この件については時期尚早ということで認識しております。

○山口委員 自民党・新風では、各議員に年間を通じて質問の機会、時間が保障されておりますし、予算、決算も全員が参加という形をとっておりますので、自民党・新風としては、現状のままの制度でいいのではないかな、この文書質問制度の導入は必要ないのではないかなという結果でございます。

○山内座長 各会派のご意見を伺いました。共産さんのお話だと、これをやることは、あ

る意味ではおもしろい議会の幅が広がるという感じのお話、それから、生ネ社さんはやはり議員の活動範囲が広がるというお話でしたが、基本的にはみ・行の大庭委員のおっしゃったとおり、議員に何か障害が発生した場合の補完的なものを考えるとすると、そういう意味もあるなということでした。他の会派は現状維持ということなので、現状維持という意見が多いようですが、そういう扱いにする中で、今後、このことについて話し合う場面もつくっておく必要があると、先ほどあべ委員のほうからもありましたので、その余地を残しながら現行どおりということで、議会運営委員会に報告をしたらどうかと思うんですが、異議があるようですから。

○あべ委員 異議じゃなくて、例えば現状維持だということであれば、その上での前提になることがあるんですね。それは皆さん言われているように、現状の議会の運営上でいえば、これを何も付加して特に制度化する必要はないんじゃないかというのが皆さんの意見の前提になっていますから、例えば質問時間を変更したり削ったりということがあれば、これは文書質問の必要性も出てくる可能性はあるわけで、前提の話として、現状の質問時間であったり、そういうことが維持をされるという前提であれば、文書質問の必要性は現状ではないのかな。ただ、今後のことにおいては、座長が言われたように、話し合う余地を残しておく必要があるのかなと思います。

○山内座長 そのことについてどうだろうか。

○大庭委員 それはちょっとミスな発言じゃないかなと僕は思うんだけど、そうすると、時間を短くすると文書質問をバーターにかけてもいいよというふうにもとられかねないから、僕はそれは言わないほうが良いと思うんだよね。だって、それを自民党が聞けば、それが条件でバーターになるのかと思っちゃうじゃない。

○あべ委員 そういうつもりで言っているのではなくて、そういうふうにとられてしまうと大変あれなんですけど、ただ、現状での条件での考えであくまで発言をさせていただいているので、現状の議会運営上のことが変更がなければ、現状の継続でいいんじゃないかなということでもあります。こちらはそこまで飛躍した考えでは言っておりませんので、申しわけありませんが、そういうふうにとっていただければと思います。

○羽田委員 勘違いされると困るので、うちのほうで提案した中身というのは、さっき申し上げたように、あくまでも活動の範囲を広げるということなんですね。もっと議会の中で我々が、もちろん今も活発にやっていますけれども、いろんな手法を取り入れながら、さらに広がりをつくろうというか、非常に抽象的ですけども、ですから、何かのかわり

にやろうという話じゃないですよ。それはちょっと誤解……。

○大庭委員 1人会派はみんな文書質問をやる。

○羽田委員 そうそう、それでいいじゃないかみたいな話になっちゃいますので、そこは違わないようにしていただきたいと思います。

○山内座長 私が提案したとおり、現行どおりということで議会運営委員会に報告し、その中で、またこういう問題、どうしても障害が出てきたときには再度話し合うような場面をつくっておいて、持ち上げることにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 では、そのとおり、意見を加えて持ち上げるようにしたいと思います。

それでは、次に参ります。定例会ごとの意見開陳に移ります。前回は、委員長報告では足りない部分もあり、議場で会派の意見を述べたい、委員会で意見を言い切れれば必要ないなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっていました。

まず、研究会に参加していない会派からの意見を事務局より報告させます。

○星区議会事務局次長 この件につきましては、特に意見はいただいてございません。

○山内座長 それでは、前回の議論内容を踏まえて、各会派の意見を持ち寄っていただいていますので、それぞれの会派の意見をお願いいたします。

それでは、今度は自民新からお願いいたします。

○下山委員 私たちの会派は、前回お話ししている意見もありますけれども、今回、議員の発言というのは本当に重いものだと思うんですね。私たちは私たちなりに良識ある意見を開陳しているということで考えているんですが、前回のときの1人会派の方の意見開陳といえますか、議案に対する意見が述べられましたけれども、ああいうことを考えると、私たちはやはり今のままで、現状どおりでいいというのが結論でございます。

○高久委員 私どもも基本的に、今、委員長報告はしっかりされていますので、委員長報告それ自体がなくなるということであれば、それにかわるという話になるんでしょうけれども、今、委員長報告の中にしっかりと各会派の意見がちゃんと入っているわけですから、それで足りるという認識を持っておりますので、現状維持として、定例会ごとの意見開陳を新たにやることについては考えておりませんという話でございます。

○羽田委員 基本的には、ほかの関連で、一緒ですよ。つまり、議会の活性化みたいなところから、毎回の意見開陳で活性化を図ることも非常に重要なのではないかと

です。委員長の報告が不十分だとかそういうことではないんですよ。十分なんですけれども——それはちょっと言い過ぎか。だから意見開陳をすべきだという考えではないです。それはいろいろ評価はあるかと思えますけれども、ただ、問題は、やっぱり会派ごと、もちろん非交渉会派も含めてやれる、その内容の話は全く別においていただいて、そのことを通じて議会がもっと元気になっていくみたいな、そんなことで考えております。

○中里委員　うちは基本的には現状のやり方に不満があるわけではないので、特段変える必要性ということにはならないんですけれども、案件によっては非常に重要な案件で、委員長報告にとどまらず、議会で発言をしたいとか、そういう場面もあることはあるんですね。ですから、もうちょっと議論を重ねて、単純に毎回の議会で全部がやるのかどうか、どういう基準でやるのかとか、いろんな課題が出てくると思うんです。議論を活性化させていくということの試みとしてあるかとは思いますが、どういうふうにやっていくかというのは、もっといろんな議論を重ねていく必要があるのかなと思います。

○大庭委員　この定例会ごとの意見開陳の意味というのがまだよくわかっていないんですけれども、例えば先ほどの、前回の木下議員の意見開陳の仕方が気に食わないということだって、議会運営のあり方の意見として、要するに理事者側に対する意見というものもあるだろうし、今回の区長の答弁の仕方がどうだったとか、区長の答弁と部長の答弁がどうだったとかということもあるだろう。または議案の対応でこういうような形でやったということについて、委員長報告に準じたような形の、委員会の中で言ったことを敷衍するような意見もあるだろうし、または今の議会のああいう意見の言い方はどうだろうとかという言い方の意見もあるだろう。むしろそういうのはオープンにする場としてのいろんな意見の方向があるだろうと思うので、こういうところでというのは変だけれども、例えばあの意見の内容がおかしいとかということをこういうところで言うよりかは、みんなの前で、あの会派のああいう意見はちょっと矛盾してはいないだろうかという意見を、意見だから、別に答弁を求めるわけじゃないけれども、そういう場があってもいい。

つまり、強制じゃなくて、定例会ごとに10分なら10分間、どの案件に対して意見を言うのもいいし、または議会運営のあり方、それこそ議会のあり方について、終わりに、最後、最終日あたりに意見を言うということも、それは議会の活性化という意味ではおもしろいというか、いろいろ広がりがあるんじゃないかな。やっぱりみんなの前で言う、みんなで聞くことというのは僕は必要じゃないかなと思うので、別に言いたくない人は言わなくてもいいけれども、言える権利というか、そういうものを残しておいても、今後の議会

運営のあり方として、または行政に対するストレートな次の定例会に向けての課題というか、宿題というか、こういうふうにしてくれよと言うのとか、または議会内でもこういうもめごとはおかしいんじゃないかとか、こういうのはどうなんだろうねとか、こういうやり方はどうでしょうかという提言を残して何か言うのも僕は興味深いんじゃないかなと思うので、それは議会の活性化という意味からすると1つのきっかけになるのかなという感じはします。いたずらに、別にこれを否定するものではないし、かといって、現状でそんなに不満があるということではないですから、委員長報告についても、全部じゃないですけども、大体公平公正にはしょられてうまく表現されていると思います。

ただ、もっと言うと、決算と予算の委員長報告はどうか。初日からこれがあつた、こういうやりとりがあつたというのは、あれは必要かなと。だって、予算委員会は予算委員会で議事録がちゃんと残っているわけだし、決算委員会も残っているわけだから、それをあそこで初日から最終日まで7日間のことをずうっと言うのは、委員が全員同じだからね。つまり、出ていない委員がいる場合だったら、委員会報告、委員長報告というのが1からあつたかもしれないけれども、一応基本的には出ている人が全員本会議でいるわけだから、それをあそこで、多分昔は全員出ていなかったはずですよ。だから、出ていない人の分も報告というのはあつたのかもしれないけれども、今はもう全員出ているということからすると、もし言うとしたら、あそこの部分の重複はどうかというのには僕はありますよ。だから、あそこを縮めてもらえたらなど、ちょっと関連のあれなんですけれども。

○中村委員 僕も今回の定例会ごとの意見開陳のとらえ方としてまだわかっていない部分があるんですけども、恐らく毎回やるわけですから、議案がある定例会、臨時会とかもあるのかな。わからないんですけども、恐らくその都度、今の区政に対してのそれぞれのスタンスを言っていくということのイメージになるのかなと僕は思っているんです。そうすると、まさに多分フリートークじゃないけれども、すべてどこのあれをとってもいいという話になると思うんですね。それがいい悪いじゃなくて、そういうイメージなのかなと。要は、毎回定例会ごとに会派の代表が出てきて、都市整備に関してはこう思っています、こうすべきだとか、区民生活に関してはこうすべきだ、そういうことを言って、もしくは重要議案があつたら、恐らくそれに対して言うのかもしれないし、もしくは区長のスタンスに対してこうすべきだということを行うイメージなのかなとっていて、それは別に否定はしないし、いいのかなと思うんですが、まさにそれこそ、さっきの話じゃないけ

れども、中身の話としてのルールというのも一緒にセットで考えないと、何でも広げていいですよというのが可能なのかどうなのか、毎回同じことを言っていくのかというところもイメージを感じるなど。

あと、活性化ということなのですが、僕個人で感じるのは、さっき大庭委員がおっしゃっていたけれども、意見を出すことが活性化になるのかなというところがあって、議会って、多分議論をしていくことが活性化になると思うんですよ。もし本当に本会議場でやるとしたら、その意見開陳を毎回定例会ごとにして、それに対して議員席から質問して、そこでどういうことなんですかとかということが出来るんだとすれば、それは活性化になるのかなと思う。結局、意見を毎回披露していくということが、果たして議会の活性化につながっていくのかなとなると、正直、言い過ぎかもしれないけれども、僕は、毎回聞いたような話を言っているな、時間が延びるだけだなというところになっちゃうと、活性化とは真逆の方向に進むような気もするので、もうちょっと細工が必要なのかなと思います。でも、方向としてはあるのかなとも思いますので、もちろんすぐさま否定するものではないかなと思います。

○あべ委員 考え方としては、中村委員と同じような考え方もあるんですけども、新たな試みとして議会を活性化するという意味では、もうこれでやめちゃうというんじゃなくて、検討も必要なのかなと思います。というのは、都議会はこういうやり方をしているようで、討論という形で、各定例会ごとに意見を述べる機会があるようですね。そういうことで考えると、いろいろやり方の発展形としてこういう考え方もあるのかなと思いますので、試みとしては検討できるんじゃないかなと思います。ただ、議員が意見を述べるばかりじゃなくて、質問したりなんかするばかりじゃなくて、今度は理事者の側からその質問に対して逆に質問することも議会によってはやられているということで、議会での運営というか、質問とか意見を述べることに関していろんな新たな試みがされているというのは、確かに現状としてはそういうトレンドもありますので、世田谷区議会として、今後、議会の議論なり何なりを活発にして、区民意見を議会の中で提示していく上でどれが一番いいのかということの議論は続けていくべきだと思いますから、それが1つの方法としてこの意見開陳を定例会ごとにやるというのがプラスになるのであれば検討の余地はあるのかなと思います。ただいたずらに時間をかけてということに関しては、方法論に関してはどういう運用をするかということとはしっかり検討していく必要があると思いますけれども、新たな試みとして、必ずしもこれはだめだという考えではありませんので、検討の素

材として考えていただきたいなと思っております。

確かに予算委員会、決算委員会の委員長報告に関しては、全員出席ですから、その点については、今後検討の余地があるんじゃないかな。これは別の問題でしょうけれども、同じような意見を持っているということも申し上げておきたいと思います。

○山内座長 ありがとうございます。各会派のご意見を聞いていたところでは、ほとんどが現状で不満はないということが大勢を占めていると私は思います。ただし、み・行さんからの話だと別な意見開陳かな。定例会ごとの意見開陳であるけれども、生ネ社さんが考えていたものとは違う方向の意見開陳のやり方、それから、決算、予算での委員長報告のありよう等々をお話しいただいたと思います。内容的には多分現状で不満はないということですので、現行どおりにするというのが私の気持ちですが、もしかすると、これも議会基本条例にかかわってくることで、また話をするところが出てくるものじゃないかなという気がするので、それについて何か、皆さんご意見があったら、ここでいただいて方向づけしていきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○羽田委員 それはそのとおりだと思うんですね。要するに全体の制度といいますか、議会の改革の話と一緒に、もう少しどこかで議論していただけるとありがたいですね。

○山内座長 では、現状としては現行どおりということで報告してよろしいですか。

○羽田委員 それは座長のまとめで結構です。

○山内座長 では、これもまた意見つきだね。

○羽田委員 議会基本条例で、ぜひその際に議論を重ねてお願いいたします。

○山内座長 ただし、本研究会ではどこで話が出てくるかわからないことになってしまうけれども、しょうがないね。

それでは、現行どおりにするということで、議会運営委員会に報告することにいたします。

それでは、次に参ります。交渉団体について協議に入ります。前回は、現状から見ても、少数会派からの意見の酌み上げのためにも、3人以上を交渉会派と認めることにしたいという意見と、議案提出などの関係から見ても3人とする根拠が薄いので、現状のままよいなどの意見がございました。これらの意見を踏まえて、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっておりました。

まず研究会に参加していない会派からの意見を事務局より報告させます。

○星区議会事務局次長 この件につきましても特に意見はいただいておりません。

○山内座長 それでは、前回の議論内容を踏まえ、各会派のご意見を持ち寄っていただいていると思いますので、それぞれの会派のご意見をいただきたいと思います。

それでは、あべ委員からいいですか。

○あべ委員 前回も申し上げましたように、そもそも交渉会派を設けたというのは、多分議案提出権が何人以上なのかということが根拠になっているのかなと、議員になって、この議会にお世話になってからずうっとそういうふうに私は思っておりました。世田谷の場合には4人以上で議案提出権があるということで、交渉会派をそれとイコールにしているんだらうとずうっと解釈してきておりますので、例えば何人だったら交渉会派になるのかという部分のハードルを下げちゃうと、逆に根拠がよくわからなくなっちゃうということと、現状、便宜上、例えば3人でも交渉会派として認めましょうということを議運の理事会なり幹事長会なりで一致できれば、現状でも認めているということもございますので、その規則としての考え方として、では、4人というものを下げちゃうかというのは、その必要性は現状としてはないのかなと考えております。意見としては以上です。

○中村委員 今、まさにうちは3人なので、何とも言いづらい部分が多少はあるんですけども、交渉会派の人数を議論することはしたほうがいいのか。前回も議論があったけれども、3もあれだし、4もあれだし、では、幾つなのというそもそものところがまだ明確でないので、そこの議論は多分必要なのかなと思いますが、現状、だから、4で、それを3が運用されているから3にというところになると、そもそもの話がない中で、今それをそうする必要はないのかなと思っておりますので、共産党さんのご提案いただいた3人以上ということに関しては、とりあえずは現行の中で、そもそも論の議論をしていくことのほうが重要なんじゃないかなと思っております。

○大庭委員 交渉会派ということの意味は、要するに議会運営委員会というのがあって、そこに正式メンバーとして来るということですよ。そこで交渉会派というのは、交渉がある程度成り立つかどうかというところだと思うんです。つまり、議会運営について、あらかじめ無駄な議論というか、無駄な手続を省いて、そこであらかじめ意見を言いたかったら、ここで意見を言うとか、ここでこういうふうにするとか、進行の手順とかそういうものを大体決めていくわけですよ。そのときに、この議案については賛成なのか反対なのかということが大体わかることによって、議会の進行というのが大体決まっていくわけだけども、そうなったときに、例えば今1人会派の皆さんが6名いらっしやって、それで、仮に1人会派の方が20名ぐらいになっちゃうと、全部正式メンバーじゃないわけです。

よね。そうすると、残りの30名だけの中の会派構成で、それを交渉会派として、それは3人でも4人でもいいんですけれども、それで議会のあらかじめのシナリオがそこでできるのかどうかという問題が出てきますよね。つまり、20人の方がどう動くかによって、議案の成り行きとかなんとかというのが読めなくなってくると、議会運営委員会自体が成り立っていかなくなるんじゃないの。

つまり、交渉会派の人数というのは、交渉会派のメンバーが集まることによって、大方議会運営のシナリオが読めるというか、わかるということが前提になっているんじゃないかなと僕は思うんですよ。つまり、絶対数的に3名だとか4名だとかじゃなくて、そのときの議会の構成、1人会派がどれだけいる、2人会派がどれだけいる、3人会派がどれだけいる、4人会派がどれだけいるということによって、ある一定の議員数をそこに入れて交渉ができるようにしないと、交渉会派の意味というのがなくなるんじゃないかなと僕は思うんです。そういう機能だと思っただけです。

だから、3人なのか、4人なのか、2人なのかというのは、そのときの50人、定数が50なら50、50のときの全体の会派構成にもよるんじゃないかなと思うんです。だから、そういう意味で、逆に言うと数学的に何人。つまり、こういう会派構成の場合は、何人以上のところまで認めないと議会運営の議論ができなくなる、審議ができなくなるという数字が出てくるんじゃないのかなと思うんです。

だから、逆に言うと、今回、3人を認めないとなっちゃうと、そういう絶対的な形で3人を認めるとか、4人を認めないとかじゃなくて、3人を認めなければ、今度6人プラス3名、9名が委員外議員みたいな形になっちゃうわけですよね。そういうことで果たして本当に賛否両論、何かいろいろなときの中で、議会運営の仕組みというあらかじめの段取りができるのかどうか。僕は交渉会派というのは議会運営の円滑な流れをあらかじめ図るためにあるんじゃないかしらと思っているので、それは全体の流れによるんじゃないのかなと。絶対的にというんじゃなくて、昔は1人会派というのは僕1人だったから、それ以外で2人か、あのときも3人か、2人会派のネットがいて、それで3人だけが委員外議員という形で当初あったんだけど、それ以後は1人会派がふえる傾向にあるわけだから、それからすると、議会運営を円滑に進めるための意味での交渉会派の人数はどれほどがいいのかというのは、僕は全体を見てみないとわからないんじゃないのかなとは思いません。

ただ、基本的には、今3人でとりあえず議会運営がそこそこ、1人会派の皆さんも全員

オブザーバーで入っていらっしゃいますから、円滑に進むんだろうなどは思いますけれども、それからすると、現状の3名を認めていくべきだというのは、前回、議員定数も減っているわけですから、3名でもオーケーだということは最後に申し上げておきます。

○中里委員　うちから提案させていただいたんですけれども、まさに今大庭委員がおっしゃったように、議会の運営をどうするかというところで、例えば議運であるとかそういった議会の運営を話し合うような場面場面に、議会の構成をできるだけそのまま反映するような仕組みというのが今後求められていくと思うんですね。

今大庭委員もおっしゃっていたように、小さな会派がどんどんふえてくる中で、現状3名を認めて、もう長いこと實際上運営してきているわけです。ですから、現状を認める形で3を認めるのはどうかというのが私の提案なんですけれども、これはそんな無理な話ではないと思いますので、ぜひこれを認める方向でお願いしたいと思います。

○羽田委員　今大庭委員が言われた円滑な運営ということが非常に交渉会派の根拠にはなっていると私も思うんですね。例えば、今期がそうですけれども、1人というか、非交渉会派の方を入れる、これは非公式というか、オブ参加で入れることになりましたけれども、それも基本的には考え方は一緒だと思うんです。つまり、1人会派だけこっちへおいておいてみたいなことじゃなくて、6人、当時はもうちょっといたのかな。現行でも6人いらっしゃって、その方たちの意見も一定議会運営に反映できるようにしようという考え方があったかと思うんです。ですから、そういう意味では、現実的にはもう3人でやっているんだから、3人にしても別に差し支えはないと思うんです。

かなり以前に、うちが社会党時代に4人から3人になったのか、よくわかりませんが、そんなことがあったといううわさは耳にしています。そういうこともありましたけれども、現実的にもう何年もの間、それはそれで認めてきたということもありますから、3名ということで、共産案でいいのではないかと思います。

○高橋委員　交渉会派、交渉団体、僕は会派というところから考えなきゃいけないような気がするんです。でも、この議会というのは、やっぱり会派制をとっていて、大庭委員が言われるとおりの、議会の運営に関して会派の意見というのがあって、みんなで作っていきこうというそのつくり方の仕組みなんだろうね。そういう意味では、そういう会派の組み合わせがどうなっていくのかというところが非常に重要なんだろうなと思っているんです。50人がみんなばらばらでやっていたら、これは議会というのが全然成り立たないことは確かですから、そういう意味で会派を構成しているというふうになっていくんだら

うと思うんです。

この交渉会派が何人なのかというのは、今は4人になっているというけれども、これは何で4人なのかというのも、昔は常任委員会が4つだったから4人とかという話もあったり、何か根拠が余りない。では、今、5常任だから5でいいんじゃないのとかということもできるんだろうし、そういう意味では、では、どう円滑化させていけるかということにかかってくると思うので、会派ということももう1度考えなきゃいけないような時期に来ているかなと思うんです。

そういう意味では、今3に決めるとか、4に決めるとか、例えば5に決めるとかということは、ここで決めるというよりも、全体の世田谷区議会50人の議会を運営していくための方法としての会派とはどういうふうにあるべきなのかということ、これも議会基本条例の中できちんと決めていくという時期に来ているかな。さっき大庭委員が言ったとおり、1人でいいんだという人たちが20人もいたら、これは大変な話になっていくわけで、そういう時代も想定しなきゃいけないのか、それとも、そういうことを考えながら議会というものをつくらなきゃいけないのか、今やっぱり分岐点に立っている時期にも入っているだろうと思うので、これからもさまざま検討しなきゃいけないということで、継続ですかね。

○山口委員 将来的なことを考えるといろいろあるかと思いますが、今の現状の構成の中で考えていかななくてはいけないと、うちの会派は思っております。これからもふやそうと、うちの会派も頑張っています。先ほど公明さんのほうから話がありましたが、なぜ4人なのかということになると非常に難しい話で、うちの会派でも、過去、常任委員会が4人だったからだろうということで、そういうのを重んじて、今の常任委員会の数が5だから5人だろうという意見もあります。そういう5という意見がある以上、3はなかなか認めづらいのかなということで、現状だろうというのが大半の意見であります。

○山内座長 現状というのは……。

○山口委員 4人。

○山内座長 これも難しいな。ほとんどのところが現状を継続というお話の意味ととらえていいのかな。それから、3でもいいのではないかと、現状の4人でいいですというお話がありました。3であるのか4であるのかというのは私も判断しづらいので、本件については、今のところは現行どおりとする意見が多いような気もいたします。そのときの議会によって構成が違ってくるんじゃないかという流動的なご意見もあったように私は聞こえます。

すが、1人会派が50人になってしまうということは現実的には考えられないし、会派を構成した場合、その意見が通りやすくなるという意味からも、1人会派がまとまるという可能性も考えられると思うので、これからもお話ししていかなければならない議題だとは思っています。

一応今回は現行どおり、議会運営委員会に報告するというので、話し合う余地はやはりつくっておく必要がある。同じような結論の出し方なんですけれども、それでよろしいでしょうか、ご意見があればお願いいたします。

○大庭委員 この辺の認識の定着のさせ方は非常に難しいですよ。現行は文書上は4となっているわけですよ。でも、現実には3なんですよ。今の会派構成というのは決まっているわけですよ。こういう会派構成ですね。でも、この会派構成、次にまた選挙をやって、それで会派構成が全く同じような状況であれば、やっぱり3人というのは現実として認めていくことになるのか。人間は変わるかもしれないけれども、例えば1人会派が6つあって、3人の会派が1つあって、あと4人という会派構成が全く同じようなことになった場合は、自民さんはまた3人の会派が認められることにつながる判断になるということではないの。つまり、そういうことじゃない。だって、そうでしょう。今のこの状態では現状でいいということは、4だけれども、3は認めるよということじゃないですか、そういうことでしょう。

○山口委員 今の現状はね。

○大庭委員 選挙をやってこれと同じような状況が来て、今度は、例えば民主さんが4で、みんなの党・行革が例えば3になって、それだけが変わったと。そうなったときというのは人数的には同じ状況でしょう。

○山口委員 ほかの会派構成は変わらないの。

○大庭委員 そうそう。そうした場合は認めてもいいよという考え方になるのか、それとも、あいつがいるとだめだとかという話になるのか。その認識として、全く同じ状況であって、会派の名前だけが違って、人数は同じ配分だといった場合の3人の会派は認めてもいいよというふうにも聞こえたんだけど、そういう認識でいいのかしらとちょっと思ったんです。

○下山委員 すごく微妙というか難しいご質問です。今、文書が4人ということで、現状は3ということなんですけれども、基本的には4を守りたいというのが私たちの会派としての態度です。だから、今までの3を認めているのは、どういう経緯でそういうふうになって

きたかわかりませんが、別にそれほどあなたがどこに属しているから3を認めるとかそういうことではなくて、やはり文書どおりの4人をきちっと守っていききたいというのが基本です。

○大庭委員 それと、交渉団体の縛りというのが、今、国会のほうで問題になっていますよね。要するに、同じ会派にいても賛成と反対が分かれるときだってあるのかもしれないけれども、なるべくそれをしないように、会派は議論を重ねながらやっているんです。でも、交渉会派になりたいということで、6人の1人会派の方を見ると、それぞれ特徴があって、1人でやっているのは当然なんですけれども、でも、その態度、意見が全部異なっても、別にそれが問われないんだったら、むしろその6人のうちの4人で会派を組むとか、そうすると、また会派って何ということにもなるわけですよ。だから、その会派の基準が緩くなってくると、いろんな組み合わせがまたできたりしますよね。だから、交渉会派という意味じゃなくて、会派制と言っている会派の最低限の基準というか、ルールというか、その辺をどこまで強く縛るか、縛れないのかということによっても、これは組み方というのはちょっと変わってきますよね。

○山内座長 会派構成に関しては、外からどうだからとは言えないでしょう。会派をつくるのであれば、その人たちの集まりで、その中の話し合い、意見統一になって会派ができるから、外からこういう縛りをつけて、こういう会派はだめだということは言えないはずですよ。

○大庭委員 だけれども、その態度ですよ。態度というか、それが賛成なのか反対なのか常に分かれてもいいとかという会派だというのは、でも、逆に言うと、今それを規定するものはないでしょう。

○下山委員 今はないよね。

○大庭委員 ないでしょう。過去にやむを得ず退席ということでもかわすこともあったし、明らかに違ったということもあったし、いろいろありましたよね。だから、その辺、今後の会派ということから考えていくと、会派という問題についての世田谷区議会としての暗黙のルールみたいな、どれほどまで求めるかというものにもよりますよね。つまり、言っているのは、自民党さんが言っているように4人とか5人とかという話にどんどんハードルを上げていくと、やっぱりそれに伴って、かなり意見は近くないかもしれないけれども、この際、5人になろうとか6人になろうとかということだって起きますよねということなんです、いいの。

○山口委員 それは否定しないですね。

○あべ委員 あくまで仮定の話は仮定の話ですから、意見の違う6人が1つになるかとか、そういうのは仮定の話ですよ。それよりも、今現状の議会定数の中で交渉会派という取り決めがあって、それは1つの会派という会派主義をとっている中で、では、何人だったらそのハードルを越えて交渉会派になれるんだということは、その議会のいろんな各級、国会もありますし、都議会もあるし、区議会もあるけれども、議会は定数が決まっている中でそれぞれ多数派工作をやるということが、議会というのはそれは前提ですよ。そうすれば会派の中で、交渉会派になるのに同じ意見じゃない方もいるけれども、1つの取り決めをして、こちらは会派をつくりましょうよということは過去にもやってきているんじゃないですか、うちの議会でもそういう方はいらっしゃると思いますよ。そういうことで、交渉会派自体、議会が1人会派が多くなってきたから、では、ルールを変えましょうということがいいのか、それとも議会の現状のルールの中で、会派を組むことを目標に1つに集まろうという考え方をとっていくのか、これはあくまで前提が違うと思うんですよ。だから、あくまで今の現状のルールの中で議会というのは会派主義でやっていますよね。会派主義を見直すんだったら僕は別だと思いますよ。会派主義でやらないで、それぞれの考えでやりましょうよという形で、その会派主義自体を見直すのであれば、現状の交渉会派ということも見直していくべきなんじゃないかなと思うんです。あくまで交渉会派というのは会派主義で発生してきている話だと思うので、まさに高橋委員も言われたように、会派とは何かということが問われてきちゃうので、これはやっぱり議会基本条例で深く勉強していただきたいなと思います。

○山内座長 ほかに何か。大体20分が経過したので、この問題について大分意見が集約されてきたような気もするんですが、このことについては、私はもう1度これを話し合ってもいいかなという気がしていますので、議会基本条例の中に入れてしまうこともありかなとは思いますが、話し合う余地はやはりつくっておく必要があると認識はしていますが、一応今回は現行どおり、議会運営委員会に報告するというので、ここでは閉めていこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、そのようにいたします。

次に、夜間、休日議会の試行実施についての協議に入ります。

前回は、将来的に会社員等も立候補できるよう試行的に実施したいと。それから、職員

の配置や省エネの問題を踏まえ検討が必要などの意見がございました。

これらの意見を踏まえて、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっておりましたので、まず研究会に参加していない会派からの意見を事務局より報告願います。

○星区議会事務局次長 本件につきましては、虹の上川議員から意見が出ておりますので、読み上げます。区民の区政に対する関心、アクセシビリティを改善する一手法と考えるが、職員の動員で新たにかかる費用の積算等も勘案の上、議論されるべき。休日議会を開いたはいいが、関心が高まり、傍聴者がふえるのは最初のころのみで、その後の傍聴者は以前と変わらずまばら等の先行事例も耳にする、以上のような意見がございました。

○山内座長 それでは、前回の議論内容を踏まえ、各会派のご意見をお伺いしたいと思います。

○下山委員 私たちとしては、これは特に理由というのは、今上川議員が言われたことと同じ意見ですけれども、実際にやってみても、最初の目的が継続的にということがなかなかないようなお話も聞いておりますし、やはり費用の面、それから、現在の世田谷区議会の議員が実際にそういった一般的なお仕事をしながらやっていけるかどうかというの、なかなか今の状況は難しいようなことも思いますので、現状では夜間、休日議会の試行は考えていないということをお願いいたします。

○高久委員 この問題は、1つは、最初あった、今後、サラリーマンの方で議員に立候補する方がたくさんふえて、平日は仕事で、土日しかあいていないよということを想定してというのがあろうと思うんですが、現状のところでは、国も国会とかはまだ土日はやっていませんし、現状、今の時点で土日に実施することについては、逆に職員の配置の問題とかいろいろな問題があって、時期尚早かなと思っております。

あともう1つ、今度、区民の側の傍聴という観点です。区民の側からの傍聴ということであれば、土日とか夜間とか傍聴に来やすくなることは多分あるかと思うんですが、区民の側に広報として、議会の見える化というのを提示する意味では1つの有効な手段とは思いますが、ただし、これも今、議会基本条例なんかをつくって、ある市町村では、議会の中継というよりも区民対話集会みたいな形で、議会側と区民が土日にそういった報告会を開くことをやっているところもありますし、1つそういったものを見ながら、議会基本条例の中で検討していくことは可能じゃないかなと思っております。

まとめに入りますけれども、夜間、休日議会の試行実施ということについては、現状としては長期的な議会基本条例の中でちょっと検討するというところで、今現在やる、やらな

いということであればいろんなデメリットのほうが大きいかなということですが、検討する余地は多分にあるんじゃないかなと思います。

○羽田委員 基本的には今の結論、高久委員が言われたのと一緒なんですね。基本条例で検討していくというのは前提ですよ。それで、夜間、休日にやっていくことの意味というのは、人が来るか来ないかということもあるんですけども、要するに議会を見えるようにしていくというその意味ですよ。それによって、より広がっていくというか、議会として区民が関心を持てる機会をしっかりとつくっていくみたいな、そこにあるのではないかなと思うんです。だから、最初はたくさん来て、後からだんだん来なくなるとか、そういう心配がほかの例であったという話もありますから、それはそうだとすると、議会の姿勢が逆に問われるのではないかなと思っています。内容的には、今後、基本条例を議論する過程の中で、さらに検討していただければいいかなと思います。

○中里委員 試しにやってみようという提案ですから、やる中でいろいろな課題も明らかになるでしょうし、いいこと、悪いことも非常にはっきりしてくるのではないかなと思いますので、やってみる中で、そういったことも詰めていくというんですか、検証していくというんですか、そういうことも私は必要だと思います。

○山内座長 では、やるということのお話ですか。

○中里委員 はい。

○大庭委員 結局、これは都市部において先行して成功というか、大盛況まではいかないけれども、結構これがいいよねとかという先行事例が現実的に余りないんじゃないかなということ。何ゆえに傍聴に来るか来ないかというのは、その時々テーマとか、争点とか、前提となる議論のつながりを区民の皆さんがよくわかっているということがそろわないと、いつも4定例会でそういうテーマがあるとも限らないから、実際やってみても、昼間やっているんだけど、現状はいろいろなテーマをやっても傍聴の数というのは、小泉議員を除けばほとんど少ないですよ。かつ質問通告が1週間前ということであれば、今度の日曜日に行くとか、やるとかいても、その求めている質問なり、何か突っ込みみたいなものが合うかどうかというのもまだわからないですよ。だから、ここでシステムとして、一時期、各地でナイター議会みたいなものとかそういう要望も言われたんですけども、その後、それが盛況で、それが何かにつながっていくことには余りならない。

もともとの意見がサラリーマンでもということなのかもしれないけれども、僕自身の感じからすると、実質的にサラリーマンをやりながら、片手にこっちの議会をやって、おも

しろいというか、興味深い質問がつかれるとは思えない。その意味では質問の質。

だから、ほかの国では当然1つのお仕事を持ちながら、夕方とか夜に集まって議会を開いてやっているところがあるんですけども、それは多分行政と、またはトップに対する住民の信頼度というか、行政にほぼ任せて、重要なところは大統領みたいな首長がやっていて、あと、シティーマネジメントみたいな最低限のチェックのところだけでいいよという仕組みのところと、行政のチェックがもっと根本的に必要だという世田谷の事情というか、日本の国の事情とはちょっと制度的に違うんじゃないかなと僕は思っています。それはもちろん本来の仕事を持ちながら議員をやることができれば、最終的には理想だと思いますよ。ただし、現状では、まだ日本の制度面からいって時期尚早な感じがするので、その意味では、これは将来的な課題かもしれない。

ただ、時間差があってもインターネットとかで見れるわけですから、本日あったものというのは1日おくれぐらいで見られるわけですから、その意味では、公開制というのか、見える議会ということは行かなくても見えるということだから、そっちのほうをもうちょっと手当てというか、もっと見える化をすとか、もうちょっと編集というかな、人とか、またはテーマごとにぱちぱちと動画みたいなものが検索できるサービスを進めることによって、今度、じかに見に行ってみようかということにつながっていくのかなと思う。88万区民を対象にすると、インターネットツールみたいな2次的な情報ツールを充実させることによって、わざわざ行かなくてもわかっているわいという感じのほうがいいのかなという感じはしますので、僕はむしろインターネットみたいなもののサービスをもっと拡充するところに今来ているのかなと。多分夜間議会とかナイター議会が始まったときは、あのときはインターネットで見られるなんていう時代を想像していなかったと思うんですね。あれからかなりいろいろ発達したので、僕はそっちのツールのほうをもうちょっと充実させるべきかなとは思っています。

○中村委員 僕も結構大庭委員に近くて、まず、休日にやることで、サラリーマンだったりいろんな職業を持っている方が議員になりやすいかもしれないというのは、やめてなったらいいと僕は本当に思っていて、それを突き詰めていっちゃうと、ボランティア的な、本当に善意というか、本当に思いがある方が給料とは別で議員をやりたいと。だけれども、保障する給料は別で、自分の本職を持ってやりましょうというところまで行くのであれば、それは可能なのかなと思いますけれども、実際はそうなってもいないし、やっぱり議員専門で本当に仕事をするところこそが、今このシステム上の目指すところなんだろう

などと思います。今、しょせんやっていないだろうみたいな議論もどこかで出てきますけれども、もしかしたら、それは我々の不徳のいたすところかもしれないし、やっているところをもうちょっと、それも見える化で見せていくということなんだろうなと思っているので、立候補する素地ということでの休日議会というのは違うんだろうなと思っています。

もう1つは、一区民が議会に興味を持つとか参加をしていくということの効果なんですけれども、便利か不便かということに関してのお金をかけるか、かけないかという議論になってくと思うので、さっき言った上川議員の意見にもありましたが、もちろん人件費の問題もあるし、実際に来るかということもあると思うし、一方でどれだけのお金がかかっていくか、この財政難の中でやるかということ、多分そういう判断になっていかないだろうなと思うんです。

ただ、1点だけ権利という意味で言うと、多分平日だと、陳情・請願の請願者が来れなかったりすることもあるんですよね。そこに関しては、もしかしたら休日に委員会を開催して、自分で出したものに関してちゃんと思いを述べる機会というのは、それは権利侵害とは言わないけれども、今のことだと、多分それは権利に触れてくる問題だと思うので、それは休日という方向性はあるのかなとは思っています。ただ見たいとか傍聴したいとかということであれば、それはまさにネットがあったりとか、文書も出ていますので、別に本人が、区民が意見を言うわけではないので、それはそれで事足りるんだろうな。お金とのバランスで、現状やるべきじゃないと思うけれども、区民が実際に何かをするという意味においての請願者ということだと、それは休日に多少お金をかけてでもやっていくべきなのかなとは思っています。

○あべ委員 私は提案させていただいた立場から意見を述べますけれども、まず提案の内容は試行実施ということですよ。提案に対していろいろご意見はいただきましたが、私はサラリーマンをしながら議員をさせていただいて、それによって質問の内容がおかしな質問になったり内容が低下するということにはございません。議員専業の職業議員さんが年間約62日という公務日数で、ふだん何をされているのかなと逆に疑問に思います。

その上で、今の被選挙権というのは、区議会議員の場合には25歳以上ですね。被選挙権が与えられていて、被選挙権は25歳以上の方には平等に与えられているといいますが、これは公平だと、本当に平等なのかなと考えてみると、職業を持っていて、議会の議員としていろいろ活躍はしたいんだけど、何らかの理由でできないというその障壁があるのは事実であります。では、真の平等ということで考えるのであれば、昼間は仕事を

持っているけれども、議員として夜間に地域のために活躍をしてみたい、地域社会に貢献したいという思いの発露が実現できるようなシステムに変えていこうと思うのは、民主主義が高度化してきた日本においては自然な発想だと私は思います。一部の人間が職業議員として、その立場を温存するための制度を温存する、制度を維持するということから、だれでもが議員になりたいと思ったら立候補できて、議会の活動ができるということが大事なことだと私は思っております。

提案の理由はそれだけではありません。もちろん議会として傍聴に来られる方もいらっしゃるでしょう。別に議会というのは本会議だけじゃなくて、委員会の議論なんかにも関心のある区民の皆さんが傍聴にたくさん来て、傍聴の部屋でテレビを見せたり、全員入れないこともあったりということがございますから、その傍聴自体、システムも考えなくちゃならないと思いますけれども、案件によっては、実際に議会の委員会で議員がどういう議論をしてどういう発言をしているのか、実際に見てみたいと思う区民の方は現状たくさんいらっしゃるということなんです。本会議に動員をかけて傍聴人をたくさん呼ぶということだけじゃなくて、本当に住民参加で、自分の生活にかかわることだし、自分の権利にかかわることだから、委員会の傍聴に来たいという方はたくさんいらっしゃるんです。ところが、どうしてもは昼間にあったり、仕事をしているから来れないという方がいて、実際のやりとりを見ることができない方もいらっしゃるのは現実でありまして、そういう方に対して、行政サービスとして議会がそういう機会を提供することは何もやぶさかなことではないと私は思っております。

ですから、何も本会議の夜間、休日試行ということではなくて、議会ということで申し上げております。今度の委員会はいついつに開きますということは、今、委員長とか副委員長が決めているわけですから、それは案件によっては、例えば陳情数がすごくいっぱい出ていて、区民の関心がすごく高いという案件に関しては、では、例えば休日に委員会を開催しましょうとか、夜間に委員会を開催して、住民にそうした傍聴の機会を与えましょうということは考えられることだと私は思います。別に毎定例会ごとに全部を夜間議会にしろという提案ではありませんので、そういうことも組み入れて、とりあえずはやってみないことには仕方がないわけで、夜間に委員会なり何なりをとりあえず試行実施していただければと思っています。

それと、費用対効果のお話がちょっと出ておりますけれども、行政の議会として提供する上で費用対効果ということで言ってしまったら何もできないわけで、これはお金がかか

るというのは当たり前、前提の話であります。ですから、区民のための決議機関であるところに、区民が傍聴に來たり、あらゆる機会をふやしていくという意味でコストがかかるということは、これはあらかじめ仕方がないことで、行政サービスというのは何でもそうで、民間企業とは違います。まさに民間と行政が違うのは、コストがかかって無駄だと思ってもやらずにかならないというところが公共サービスの考え方だと私は思っておりますので、そういう意味で提案をさせていただきました。ですから、年に1回でもいいですから、とりあえずは試行していただいて、やった上で、議会の中でまた議論をしていただければいいのかなと思っております。

○山内座長 ほとんどの会派の方が余り必要ではないという言い方はおかしいんですが、現状のままでいいということで、共産さんのほうからは、やってみて課題が出てくるのであろうということ、それから減税さんは、とりあえず試行してみてどうだったかと。その中に通っている話は、多分議会の公開制とか、もっと見える化とか、議会でのサービスのほうに重点が置かれているのではないかなと。現実に議員になりたいという人は、別に強烈なかせがあるわけではなく、年齢的なものとか、その地域のことについて、区議会議員であれば、世田谷区だったら世田谷区の中にいるという条件はあるにしても、ほとんどそれ以外のことでだめだということはなく、自由というか、その意思があれば立候補できるような状況になっているので、その辺のことは、ここでは余り問題にされるべきではないかなという気がしています。

私としては、確かに試行する価値があるかないかということは考えなければいけないんですが、現状としては現行どおりということの意見が多いので、そのように取り扱っていきたく思うんですが、いかがでしょうか。何か意見がありましたら、どうぞ。

○桜井委員 立候補するということもそうですけれども、やっぱりいろんな機会、いろんなやり方を私たちも考えて、区民の参加をどういうふうにしていくのかということがあるので、先ほど公明党さんからも出ましたけれども、うちからも言いましたが、議会基本条例の中で方法論を広げていくということ、そこには残していただきたいということ。あと、うちの意見としては余り必要じゃないだろうということではありません。申しわけないですけども、そこのところはちょっと強調しておきたいと思います。例えば、これから委員会で試行するとかいろんなことがあると思うので、私はこれは前向きにちゃんと議論していかなくてはいけないものだとすることを再度申し上げておきたいと思います。

○山内座長 大変失礼しました。自分も意味を間違ってしまったかもしれません。

○中里委員 私は単純にやってみたらいいという言い方をさっきはしたんですけども、何でも全部やればいいということではなくて、皆さんの議論なんかを聞いていて、本会議から何から全部やるということではなくて、私の場合、サラリーマンが議員になる云々ということよりも、議会の公開制とか区民の参加のしやすさということに重点を置いて考えているんです。先ほど来お話に出ている、例えば請願・陳情がかかっている委員会であるとかそういうところで試しに休日にやってみるということ、今後いろいろ議論を深めていく上でもいろいろテストしてみるというのは、それはありじゃないかなと思います。

○大庭委員 定例会も含めて全部ということ、それから、定例会は定例会、または委員会は委員会で区切られるというのであれば、委員会運営のあり方というのはいろいろ工夫とか、もうちょっと活発にとか、ある意味、議会の一番コアの部分、現実的に議論するところというのは委員会ですよね。ですから、その意味からすると、本会議よりかは委員会のほうが区民の皆さんもその議論についていければ非常に興味を持ちやすい場所だと思うので、とりあえず委員会運営からということで考えれば、委員会室のあり方とか委員会の場所の設定。前から言っていますが、都市整備委員会の陳情等では、やっぱり一番現場に近いようなところで陳情の審査をすとか、それは委員会室がなかなか設けられないという制約があるので、それは変えなくちゃいけないのかもしれませんが、委員会のやり方を工夫すると、結構潜在的に興味のある区民の方々に関心と呼ばせることができるかなと思っています。ですから、その時間帯も含めて、委員会はいろいろ、むしろ委員会運営については、正副委員長あたりにもうどんどん任せて、今後、その辺のやり方の工夫とか、特に報告事項と陳情・請願のところの切り分けみたいな、報告事項といっても、区民の方々はいきなり聞いてもわからないだろう。ただ、陳情・請願というのは自分たちに関心のあることだから、委員会によってですけども、その辺のいわゆるステークホルダーみたいな形の方がいらっしゃるわけです。その意味では、その地域地域でどういうやり方の工夫をすることによって、この夜間、休日議会ということとはちょっとそれるかもしれないけれども、より区民の皆さんに身近な、間近なところで議会の透明性を図るという目的からすると、委員会運営を工夫する余地はあるのかなという感じはつけ加えておきます。

○山内座長 それでは、この問題につきましては、議場の問題にしても、傍聴人、委員会室、議会基本条例のあちらこちらにかかってきますので、議会基本条例においてこの問題を改めて取り出してくる可能性があるということで、ある意味ではここで取りまとめない

において、継続ではないんだけど、それに近い形で閉めさせていただいてよろしいでしょうか。本来は現行どおりということで取りまとめて、なおかつこれから話し合いをしましょうというのが道かなとは最初思ったんですが、基本条例のほうに振っちゃうという言い方はいけないんだけど、それに近い形で、きょうはここを閉じさせていただきたいなと思うので、その辺、またご意見がありましたら。

○下山委員 議会基本条例というところには、今回検討しているいろんな事項が大分送られているような状況があるんですけども、私たちは、議会基本条例はどういうものをつくるのかとか、その状況というのかな、まだそこがはっきりしていない今の状況でいろんなものをそこで話し合うことになるのか。議会基本条例、非常に大まかなものをつくるのか、それとも細目にわたっていろいろ決めていくそういう条例にするのか、まだそういう全体像がないところで余りそこに持っていくのはちょっと疑問というか、いかがなものかなと思うんです。

○羽田委員 だから、まさにそのとおりなんですね。まさにそのとおりというのは、やらなくていいという話じゃないですよ。言われているご意見はそのとおりで、議会運営全体にかかわる問題を議会基本条例の中で議論しようというのはまさに基本だと思うんです。ただ、どういう条例をつくるかというのはまだ決まっているわけでもないし、あと、いろいろな意味では、この間小出しにしていますけれども、議会の役割だとか、議員の役割だとか、その機能だとか、その辺の議論もしっかりやっていかないと、個別のやつだけでやっていると、どうしてもそれは要らない、これは要るみたいな話になっちゃうんですね。だから、もうそろそろ議会基本条例の中で議論してもらったほうがいいと思うんです。

○山内座長 わかりました。いろいろご意見があったので、今回は継続扱いにして、またもう1度このことについて話し合うということで、きょうは決したいと思いますので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 どうもありがとうございました。座長のちょっと先走りだったようで、本当に申しわけございません。

それでは、以上で検討分類における「議会運営」についてを終わりにいたします。

次に、議会基本条例について、もうお話が大分出てきたと思うんですが、この間、数回にわたり「議会改革レポート」が配付されていたし、議会基本条例を初めとした議会改革についての研究を進めてきていただいたと思います。

本日は、議会基本条例に関する各会派の基本的な考え、もう出ているとは思いますが、協議したいと思います。各会派の意見を持ち帰っていただいていると思うので、それぞれのご意見をいただきたいと思います。

連続で申しわけないんですが、自民新さんのほうから、基本条例について協議したことをお伺いしたいと思います。

○山口委員 議会基本条例についてですけれども、うちは16人もの大世帯なものですから、非常に意見がばらばらでありました。多少前向きな方もいますけれども、総体的に議会基本条例に関しては、正直、ちょっと後ろ向きな方が多かったですね。ただ、個人でいろいろ勉強はしているんですが、基本条例を制定している議会の中にもいろんな形がありまして、対首長型のようなものもあるし、区民参加型のものもあるし、非常に理念を訴えているだけの、私ども視察に行きましたけれども、これだったら余り必要ないんじゃないかなという部分もあったり、その辺で、本当にこの基本条例というのはどういうものかというのは、個人個人の中でちょっと認識が違います。

また、議会も今、世田谷区の議会の中でこうした議会制度研究会というのもつくられて、議会のあり方も議論されているので、その中の対応でも世田谷区は十分できているんじゃないかなという意見もありました。また、基本条例というか、規則で一応定めていますけれども、条例で本当に議会というものを縛ってもいいのかなという意見もありました。正直、そんなところですよ。

○高橋委員 うちは議会基本条例については、ぜひここでまずは検討してほしいという提案でもありまして、今山口委員のほうからも話があって、それぞれですよ。いろんな議会をつくっていますけれども、それぞれだと思います。目的が何かということもあります。

その中で、さっき、5つの項目についていろいろ話をしましたけれども、議会運営も単発で1つ1つをやるよりも、もともと世田谷区議会はどうあるべきという大きな視点が重要だと思います。この議研というものもその時々で開かれて、提案されてやっているという部分がありますけれども、というよりも、これから先の世田谷区議会が区民にとってどうあるべきなのかということは、もう1度、みんなで議論したほうがいいことのような気がします。

僕の思いは議会の権能を高めたい。先ほどから議会の活性化みたいな話もありましたけれども、それは議員同士の議論も必要でしょう。その議論の行方が、会派ごとの考え方が

違ってとかということ、行政側からいけば、議会がまとまっていないほうがやりやすいのかもしれませんが。ではなくて、議会がこういう世田谷区をつくろうと議会の中で討論して、その1つの方向性なんていうのを見つけ出すことも必要なときがあるわけです。そういう意味では、首長がどういう人になろうと、議会というものはさまざま、いろんなことを討論しながら、最終的には行政と対峙する力を議会は持たなきゃいけない、そういうような思いがあります。そういう意味で、議会の権能を高めるための方向性というものが見出せるのであれば、ここでいろいろ勉強すべきなんだと思っていまして、さまざまな取り組みをもっと幅広く勉強したい、そういう思いから提案をさせていただいたつもりです。

○羽田委員 我々も議会基本条例については、前期からずっと制定すべきだと言ってきたんですけども、全国的にいろいろな議会を回ったりとか、いろいろな議員から話を聞いて、既に制定をしたところとかありますよね。それで、確かに必ずしもうまくいっていないところとうまくいっているところ、それはそれで結構あるんですよ。議会報告会をやったら、議員が何にも答えられなかったとか、そういう冗談じみた話もあって、そういうことも報告されていたりするんです。どこが違うかということ、これはちょっと踏み込んだ話になっちゃいますけれども、そのつくる過程をすごく大事にしているんですね。議会基本条例をつくるまでの過程を大事にしたところとつくっちゃえよみたいのところと大分温度差があるんじゃないかなみたいなことは感じました。

ですから、今ちょうど情報公開だとか住民参加ということがずっと言われていますけれども、ある意味では、そのつくる過程で住民の皆さんと一緒に議論してつくっていくみたいなこともそうでしょうし、その意味では、今高橋委員が言われたように、世田谷らしい条例というか、議会基本条例みたいな、世田谷の議会はどうあるべきなのかみたいなことがやっぱりその中で積み重ねられていくんじゃないかなと。だから、議会だけでつくろうとか、それももちろん大事なんだけれども、その際重要なのは、やっぱり住民の皆さんと一緒につくっていくみたいなことが重要だと思っっているんですね、必要だと思っっているんです。

それで、この間ずっと議論になっていますけれども、議会運営に関していろいろ1つ1つ取り上げてやってきているんですが、そもそも議会がどうあるべきなのかみたいなところからもう1度しっかり議論をしていくことが必要なのではないかと思っっているんです。だから、この項目、内容説明みたいなところにもありますけれども、勉強会とか視察の実施みたいなことも前回あたりからずっと指摘されていますが、こういうことをまずやって

いく中で、そもそものところを議論し始めたらいいのではないか、そんなふうに思っています。

○中里委員 我々議会改革を進めていく上で、議会基本条例という条例をどうしてもつくらなきゃいけないのかということでは、そうではないんだろうなとも思っていて、いろいろ個別に改革を進めていくことが大事だろうとは思っているんですが、今羽田委員がおっしゃったように、議会のあり方について議論を深めていくとか、高橋委員がおっしゃったように、二元代表制の一方としての議会の権能をどうしていくのか、そういう突っ込んだ議論をしていく、区民とも対話しながら議会のあり方について検討を進めていくというそのことは非常に大事なことだと思いますし、議会基本条例ということ念頭に置きながら、そういう議論を進めていくのは非常に大事なことだと思っています。

ただ、以前にも言いましたけれども、都市部と地方の小さな自治体とは当然特徴も異なっていますし、本当に世田谷なんかは多様な意見がある、住民の中に本当にいろんな意見があるので、それをいかに議会に反映できるかというのも1つの大きなテーマなんだろうなと思っています。

○大庭委員 議会基本条例というものがこれから想定される中で、世田谷区議会の今までのあり方の中で、その議会基本条例、今できていないわけだけれども、できていないながらも世田谷区議会的な知恵というか、いろいろな工夫というか、いろんなものが随所にあるわけですよ。悪いところもあるのかもしれないけれども、いろいろな工夫というのが条例化されていないというか、正式な条文になっていないけれども、伝統的にみんなが継承してきた知恵みたいなものがあって、それもかなり十分な資産なのかなという感じはするんです。ただ、議会基本条例となると、何がどうだということは具体的に今言えませんが、恐らく今以上に黒白をはっきりさせる方向性に多分向かうんだろうと。

逆に言うと、都市部における有権者の皆さん、住民の皆さんは、やっぱり議会が黒なのか白なのか、黒だったらこういうふうになる、白だったらこうなる、どっちなんだということをはっきり決めてほしい、つまり輪郭をはっきりしてほしいということがやはり求められているんだろうと思うんです。それはいいことか悪いことかは別として、一般的にそれが見えてこないというところが、地元の議会は一切何をしているの、議員さんは何をやっているのというところにも通じてくるんだけれども、実はそれはある意味、さっき言った、これまでの積み上げてきたいところもある、悪いところもある知恵みたいなものというのがある程度オブラートに包まれている部分もあった。

これからの住民の皆さんの意向はわかりませんが、黒白をはっきりさせることについては、つまり、条例ができて、条例の目指すところというのは、メンバーが同じであれば、今までのメンバーのありようなり、やり方なり、そのスタンスが全部変わらないと条例をつくった意味がないし、もしくは同じで変わらないとすれば、メンバーがかわるぐらいの威力。つまり、議会の選挙によって、議会基本条例がブラッシュアップされればされるほど、今までのようなメンバーじゃない議会構成になるという意味を伴わないと、結局、議会基本条例をつくっても、メンバーも余り変わらない、今までの行動も余り変わらないということだと、恐らくつくった意味はないわけです。もしつくったことの意味があるとすると、今まで以上に黒白をはっきりさせる方向に行くということで、それは逆にいえば議員の権限を高めることにもなるんだけれども、なかなかあいまいな対応というものができなくなるし、自分たちのやっていることが一体その条例上のどこの位置で、どういう形のもので今やっているのかということが明確になるし、その行動自体も保障されるから、要するにかなりクリアになってくる。それはもっとデジタルな形で、自分たちのやっていることが明確になってくるということがあるだろうと思うんだけど、それに対して、我々が耐えられるのか、それとも耐えられなくて世代交代なり選手交代ということになるのか、その辺はよくわかりませんが、画期的なことにつながることであれば、やってみるの意味はあるんだろうなと思います。

会派の中ではやるべきだという声のほうが多いんですけども、僕個人から言うと、どうなのかなと。その知恵の部分が全部条文化されることによって、それが権利で保障される形のものになっていくことがいいのどうかというのは、私自身は当初から言っているようにどうなのかなと思いますけれども、会派としてはやはり黒白をはっきりさせる、自分たちの発言なり行動なり責任の所在というものが明確になってきて、権限と責任がきちっと明確になるほうがよろしいと考えているので、議会基本条例については、全体のバランスを考えながら、黒白をはっきりさせろという方向性を持ちながら臨んでいくのかなという感じでした。

○中村委員 比較的皆さんと共通しているだろうと思うけれども、議員の権能強化であったりとか、住民参加、透明性、これは絶対進めていったほうがいいと思うので、そういった意味で議会基本条例はやるべきだと思います。ただ、さっきもありましたけれども、目的をどこに持っていくかということも含めて、そもそも論で大分広いし、僕も今委員長をやつてあれですけども、そもそも論をまとめるというのは相当難しいんですよ。最

初の入り口の視点が広過ぎれば広過ぎるほど、みんなばらばらだから、なかなかまとまっていけないと思うので、もしやるとすればテーマを絞ってもらって、例えば議員とはとか、それこそお給料の問題とか、またこういう詳細の項目ごとになっていくのかなという気もするんだけど、やっていかないと、余りふんわかした話をみんなでぶつけ合っても、多分でき上がりもふんわかした話にしかなくなっていかないだろうと思うので、時間もかかるでしょうから、そういう意味で言うと、目的を明確化するとか、結構ちゃんと落としどころをやって順序立てていかないと、いつまでたっても成果物が生み出されなくなっちゃうような気もするんです。

あとは、もう前から言っている話なんですけれども、そういった意味で言うと、果たしてここでやるのが正しいのかというところが僕はずうっとあって、2つあるんです。うちの会派は前から言っているんですけれども、やっぱりちゃんとした特別委員会でやるべきだという思いもあるし、個人的な思いでいえば、この議会制度研究会は、それこそ今や議会基本条例とは別でやっている各細目も、結局議会基本条例にかかってくるんだよという話なので、卵が先になっちゃうんです。一方で、やっぱりスピード感というのがこの研究会の1つの特徴でもあると僕は認識をしているので、この議会基本条例をばんといくことによってほかの項目がどんどん遅くなっていっちゃうというか、みんながいいんじゃないと思うものが解決をしていかない、全部後回しになっていっちゃうというのは、この研究会のメリットに対しては1つブレーキになっていくのかなという個人的な懸念もあるなというのが意見です。

○あべ委員　そもそも論から入りますけれども、議会基本条例が叫ばれるようになったのは、そもそも議会とか議員とかが一体何をやっているんだろうということに対して答えていくためには、議会のありようであったり、どういうふうに住民参加をしていくかということも含めて検討していく必要があるんだということ、学者の皆さんからそういう話が出てきたんだという経緯があると思うんです。

その上で、議会基本条例って幾つかに分類できると僕は思うんですね。大きく分けると2つに分類できる。1つは、改革型の議会基本条例、もう1つは温存型の議会基本条例と2つに分けられると思うんです。

特に小さい行政、例えば町議会であったり村議会なんかというのは極めて顕著に、議会であったり議員であったりという権能よりも現状を何とか維持したいということでの議会基本条例の成立というのが、一部の御用学者さん、議会御用学者さんという方たちから、

通年議会にすれば、今言われているような議員報酬と議員の公務日数との兼ね合いからいっておかしいんじゃないかということが避けられるんじゃないかということで、日当制への移行ということをおぼすために、通年議会にしましょうなんていう話が出ているのがいわゆる温存型ということなんだと思います。

それに比べて、人口数が多くて、都市部、もしくは市、政令市とか、世田谷区なんかも大きいところですから、そういうところはどちらかというと、区民にわかりやすい、そして住民参加等を促す上でどういう議会を住民と一緒にやっていくのかということを決めるのが、いわゆる議会の基本条例だと私は認識をしております。議会によっては、費用弁償なんか要らないけれども、職業議員さんが本給を守ろうということで議会基本条例をつくって、通年議会という主張もあるんでしょうけれども、そういうことではなくて、住民の方が皆さん参加をして、議会が何をやっていて、どういう議会のあり方なのかということが明確になるような条例をつくりましょうということのほうが私は適しているのかなと思います。

その上で、今までいろいろな議論の中で、これは議会基本条例で検討したほうがいいんじゃないとか、これはまた議会基本条例で検討したほうがいいんじゃないかということで、いろいろ議会基本条例に振られている部分はありますけれども、今、議会基本条例という表の項目の中にも、議会基本条例で検討しなくてもいいような内容もありますよね。個別に検討してもいいような問題もありますから、その辺は、ただ基本条例ということだけじゃなくて、個別に検討してもいいものは個別に検討してもいいんじゃないかなと思います。

その上で、議会基本条例はスタートの点でどういう理念でどういう条例をつくるんだという方向性が一番大事だと私は思うんですね。ただ、これは議会基本条例でやればいい、やればいいということになってしまって、我々の議会はどういう方向性で基本条例をつくるんだということの理念がおろそかで、これは面倒くさいやつはみんな議会基本条例と一緒に考えればいいのかということではなくて、やはり世田谷区議会はどういう議会であるべきかということを検討するのが議会基本条例であると思っていますので、その辺をしっかりと検討していくには、中村委員も先ほど言われましたが、特別委員会等を立ち上げてやっていくのが本当は筋なんだろうけれども、そうすると、またその議論に特別委員会を設けることはどうなんだろうという議論にもなってくるでしょうし、入り口論は極めて議員同士で議論をぶつけ合いながらやる必要があるのかなと思います。

その上で、私はあくまで改革ということでの議会基本条例を検討していく必要があると考えておりますので、そういうことで意見とさせていただきます。

○山内座長 いろいろなご意見をいただきました。私聞いていて、基本条例の条例というところに少し何となく違和感ではないんですけども、皆さんの意見で感じた部分があったので、基本として考えていけば割りかしスムーズにあって、その中で条例の検討をすることもありかなというように自分で感じただけで、皆さんどう思っているかわからないので、ただここでちょっとお話ししてしまいました。

大枠であります、本当にそれぞれ大変有意義なお話だったと思います。議会基本条例については通年で協議することになっていますが、他の会派から出された意見等、今回の議論を1度各会派に持ち帰っていただき、次回、再度協議したいと思います。事務局で研究会に参加していない方たちにも意見を聞いていただくようにしていただきたいと思えます。

その他に入ります。資料1をごらんください。次回の議研では議会運営に続く次の検討テーマを何にするか決定したいと思っております。したがって、次回の議研では、次の検討テーマの候補を会派内で協議した上、ご参加くださるようお願い申し上げます。

また、先日、議会運営委員会において報告がありましたとおり、委員会資料のホームページ公開について議研で検討するよう、議会運営委員長よりご依頼がございました。正副座長で協議した結果、議会制度に関する検討項目一覧の内容及び説明の欄、議会基本条例の上から2行目に傍聴者への資料提供ということで内容がありますので、議会基本条例の分類に含めることとさせていただきますので、ご了承願いたいと思えます。

再度確認いたしますが、次回の議研では、次の検討テーマの選定と議会基本条例について、それと、本日現行どおりと決した各件の議会運営委員会への報告内容について協議を行いますので、会派内で協議した上でご参加くださるようお願いいたします。

ほかに何かつけ加えることがありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 ないようでしたら、次回の研究会ですが、7月19日午前10時を予定として確認いたしました。確認どおり7月19日木曜日午前10時から開催することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それから、できれば8月の検討をしたいと思うんですが、休み中で申しわけ

ない。もしくは9月でも構わないんだけど、一応8月の下旬の27日、28日、29日ぐらいであればいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(日程調整)

○山内座長 それでは、8月28日の午前10時からということにしたいと思います。

以上で議会制度研究会を閉会といたします。どうもありがとうございました。